

通所型サービスC

みなとも Go! 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 Welloop が開設する みなとも Go! (以下「事業所」という。)が行う指定通所型サービスCの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の療法士及び介護職員が、事業対象者・要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所型サービスCを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所型サービスCの提供にあたっては、対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、弥富市役所、弥富市地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 みなとも Go!
- ② 所在地 愛知県弥富市鰯浦町南前新田123 ウイングプラザ・パディー1階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
- ② 介護職員 3名(常勤専従1名、非常勤専従2名)
- ③ 療法士 1名(常勤兼務1名—管理者と兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日とする。祝日、弊社規定の夏季休業期間と年末年始休業期間、ウイングプラザ・パディー休館日を除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前10時00分から午後0時00分までとする。

(指定通所型サービスCの利用定員)

第6条 指定通所型サービスCの利用定員は次のとおりとする。
25名

(指定通所型サービスCの内容及び利用料等)

第7条 指定通所型サービスCの内容は次のとおりとし、指定通所型サービスCを提供した場合の利用料の額は、弥富市通所型サービスCの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の額とし、当該指定通所型サービスCが法定代理受領サービスであるときは、弥富市通所型サービスCの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする

- ① 日常生活動作の機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ アクティビティ

2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 通所型サービスCの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、弥富市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 Welloop と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和3年9月1日から施行する。